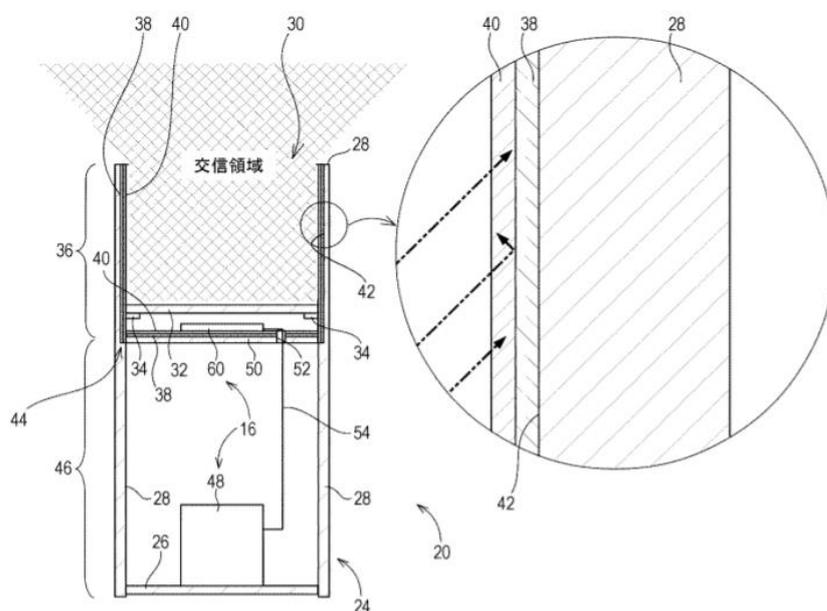


読取装置事件（無効審決取消訴訟事件）	
事件の表示	令和2年（行ケ）第10102号 審決取消請求事件（第1事件） 令和2年（行ケ）第10106号 審決取消請求事件（第2事件） 令和3年（行ケ）第10034号 承継参加事件（第3事件） 判決日：令和3年5月20日 担当部：知的財産高等裁判所第2部
判決	特許無効審決取消（特許無効審判における無効審決を取消）
参照条文	特許法29条1項 特許法29条2項等
キーワード	新規性、進歩性等

## 1. 事案の概要

本件は、本件特許（特許第6469758号）に対する特許無効審判（無効2019-800041号）における無効審決（請求項1、2及び4に係る発明の特許を無効）等を不服とした取消訴訟である。争点は、新規性（特許法29条第1項）、進歩性（特許法29条第2項）等である。

## 2. 本件発明の要旨



- 16…リーダライタ、      20…読取装置      24…筐体  
 38…電波反射シート（電波反射層）      40…電波吸収シート（電波吸収層）  
 44…シールド部      48…リーダライタの本体      60…アンテナ

(本件発明 1)

「物品に付された R F タグから情報を読み取る据置式の読取装置であって、

前記 R F タグと交信するための電波を放射するアンテナと、

上向きに開口した筐体内に設けられ、前記アンテナを収容し、前記物品を囲み、該物品よりも広い開口が上向きに形成されたシールド部と、

を備え、

前記筐体および前記シールド部が上向きに開口した状態で、前記 R F タグから情報を読み取ることを特徴とする読取装置。」

(本件発明 2 : 本件発明 1 への従属項) 省略

(本件発明 3)

前記シールド部は、

前記電波を吸収する電波吸収層と、

前記電波吸収層の外側に形成され、前記電波を反射させる電波反射層と、

を備えることを特徴とする請求項 1 または請求項 2 に記載の読取装置。

(本件発明 4 : 本件発明 1 ~ 3 への従属項) 省略

### 3. 審決の概要

以下の文献に基づき、本件請求項 1 ~ 4 に係る発明 (以下、本件発明 1 ~ 4 という) のうち、本件発明 1、2 及び 4 について無効とする審決がなされた。

甲 1 : 米国特許第 9 2 4 5 1 6 2 号明細書

甲 2 : 特開 2 0 1 7 - 7 2 9 9 5 号公報

甲 3 : 特開 2 0 1 5 - 2 0 7 1 1 9 号公報

甲 4 : 特開 2 0 0 6 - 1 2 7 2 1 9 号公報

#### (1) [甲 1 発明 1] を主引例とした場合

本件発明 1 ~ 4 のいずれについても、新規性及び進歩性あり。

以下、判決文の引用。

#### 『<相違点 1 (1-1)>

「前記アンテナを収容し、前記物品を囲み、該物品よりも広い開口が形成されたシールド部」、及び、「前記シールド部が開口した状態で、前記 R F タグから情報を読み取る」ことに関して、本件発明 1 は、「上向きに開口した筐体内に設けられ、」前記アンテナを収容し、前記物品を囲み、該物品よりも広い開口が「上向きに」形成されたシ

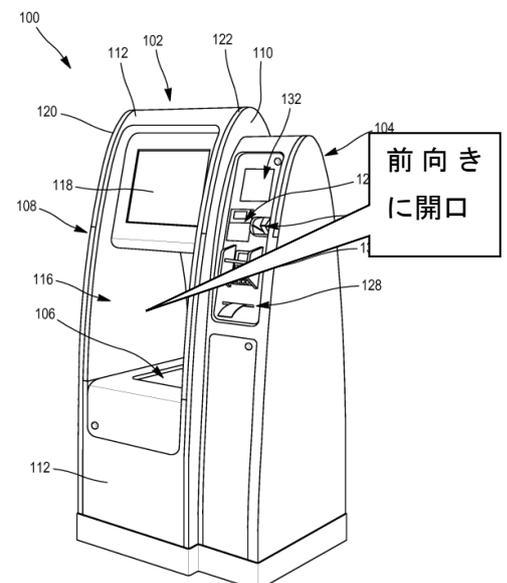


FIG. 1

ールド部、及び、「前記筐体および」前記シールド部が「上向きに」開口した状態で、前記RFタグから情報を読み取るのに対して、甲1発明1は、「アンテナ」を收容し、「RFIDタグを保持している対象物」を囲み、「RFIDタグを保持している対象物」よりも広い開口が前向きに形成されている、「3つの中実の防壁108、110、112」、及び、「3つの中実の防壁108、110、112」が、前向きに開口した状態で、「データをRFIDタグから読み取る」点。』

『甲1発明1は、甲1の〔図1〕の実施例に対応するものであり、「3つの中実の防壁108、110、112」(本件発明1の「シールド部」に対応)は、「アクセス開口部116」が前向きに形成されており、この実施例に関して、その開口の向きを、上向きなどの異なる向きにする動機付けは、甲1には、記載も示唆もされていない。』

#### (2) [甲1発明2]を主引例とした場合

本件発明1、2、4については、新規性なし又は進歩性なし。

本件発明3については、進歩性あり。

以下、判決文の引用。

#### ①本件発明1について

『<相違点1-1(1-2)>

「読取部分」が、本件発明1は、「据置式の」読取「装置」であるのに対して、甲1発明2は、「読取り/書込みモジュール200」である点。

<相違点1-2(1-2)>

「囲い」が、本件発明1は、「筐体」であるのに対して、甲1発明2は、「4つの垂直側壁204~210および載置キャビティ202を取り囲む外壁212」である点。』

『a 相違点1-1(1-2)について

…甲1の記載によると、甲1発明2の「読取り/書込みモジュール200」は、ハウジング内に挿入された状態、すなわち、ハウジング内に据え置いた状態などで使用することが想定されており(甲1の4欄23行~25行、5欄24行~33行及び8欄62行~9欄35行)、移動させながら使用することは想定されていないから、甲1発明2の「読取り/書込みモジュール200」は、据置式の装置となっていることが明らかである。…

したがって、相違点1-1(1-2)は、実質的な相違点とはいえない。』

『b 相違点1-2(1-2)について

(a)本件発明1の「筐体」は、「機器をおさめているはこ」(広辞苑第6版)を意味していると理解することもでき、甲1発明2の「4つの垂直側壁204~210および載置キャビティ202を取り囲む外壁212」は、「アンテナ」などの機器を收容しているから、

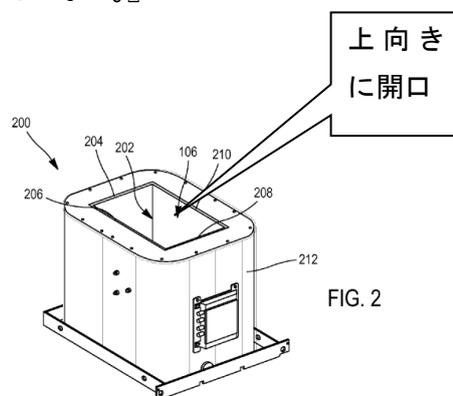


FIG. 2

機器をおさめるものであり、筐体（機器をおさめているはこ〔広辞苑第6版〕）の態様となっているといえる。

したがって、相違点1-2(1-2)は実質的な相違点とはいえない。』

②本件発明3について

『<相違点3(1-2)>

本件発明3は、「前記シールド部は、前記電波を吸収する電波吸収層と、前記電波吸収層の外側に形成され、前記電波を反射させる電波反射層と、を備える」のに対して、甲1発明2は、「その頂部に、RFIDタグを保持している対象物を載置キャビティ202に入れることを可能にする挿入アパーチャ106を備え、載置キャビティ202は4つの垂直側壁204~210によって区切られ、各垂直側壁204~210は金属で作られ、各垂直側壁204~210はアンテナも備え」、「4つの垂直側壁204~210および載置キャビティ202を取り囲む外壁212を備え、外壁212と4つの垂直側壁204~210との間に配置され、RFIDタグの読取り/書込みに使用される電波を吸収するために設けられる、吸収性発泡体214を備え」ている点。』

『b 相違点3(1-2)について

(a)甲1発明2の「読取り/書込みモジュール200」は、内側から順に、「載置キャビティ202」、「載置キャビティ202」を「区切る」4つの垂直側壁204~210、「4つの垂直側壁204~210」を囲む「RFIDタグの読取り/書込みに使用される電波を吸収するために設けられる、吸収性発泡体214」、「RFIDタグの読取り/書込みに使用される電波を吸収するた

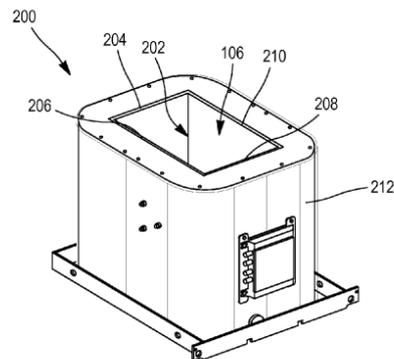


FIG. 2

めに設けられる、吸収性発泡体214」を囲む「外壁212」を備える構成となっていることが明らかであり（甲1の[図2]）、この順を入れ替えることは、甲1には、記載も示唆もされていない。また、相違点3(1-2)に係る本件発明3の構成の「前記電波吸収層の外側に形成され、前記電波を反射させる電波反射層」は、甲2、3に記載も示唆もされていない。

(b)甲1発明2の「金属で作られ」「載置キャビティ202」を「区切る」4つの垂直側壁204~210、すなわち「各垂直側壁204~210」は、「アンテナ」を「備え」ているから、「4つの垂直側壁204~210」よりも内側に「RFIDタグの読取り/書込みに使用される電波を吸収するために設けられる、吸収性発泡体214」を設けると、「RFIDタグを保持している対象物」を「載置キャビティ202に入れ」た場合、「RFIDタグ」と「アンテナ」との通信に支障をきたすから、甲1発明2に

において、「4つの垂直側壁204～210」よりも内側に「RFIDタグの読取り／書込みに使用される電波を吸収するために設けられる、吸収性発泡体214」を設けることには、阻害事由が存在する。

(c)仮に、甲1発明2において、「外壁212」(本件発明1の「筐体」に対応)を金属製にして、シールド部とすることで、本件発明3の「前記シールド部は、前記電波を吸収する電波吸収層と、前記電波吸収層の外側に形成され、前記電波を反射させる電波反射層と、を備える」構成が得られたとしても、本件発明3は、本件発明1を引用し、本件発明1の発明特定事項を全て備えるから(筐体も備えるから)、甲1発明2の「外壁212」は、本件発明3の「筐体」にも「シールド部」にも対応することになり、甲1発明2において、本件発明3の「上向きに開口した筐体内に設けられ」た「シールド部」は、得られない。

(d)上記(a)～(c)のとおりであるから、甲1発明2において、相違点3(1-2)に係る本件発明3の構成を想到することは、当業者が容易になし得たとはいえない。

c 以上によると、本件発明3は、甲1発明2及び甲1～3に記載された技術事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるとはいえない。』

(3) その他の発明を主引例とした場合(省略)

#### 4. 裁判所の判断

##### (1) 判断の概要

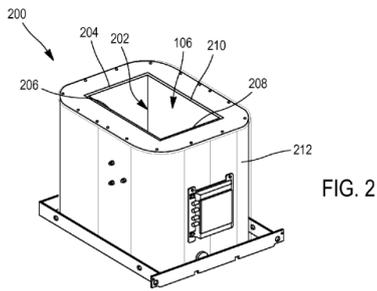
裁判所は、「無効審判における甲1発明2の認定に誤りがある」とする原告(特許権者)による取消事由A-2のみ理由があるとし、無効審決における本件発明1、2及び4(請求項1、2及び4)についての特許を無効とするとの部分を取り消した。

##### (2) 取消事由A-2の認容の理由

###### ①原告(特許権者)の主張

『以上のとおり、本件審決は、甲1発明2を「読取り／書込みモジュール200が内部に組み込まれた読み取り／書き込みデバイス」として認定すべきであったところ、「読取り／書込みモジュール200」として認定した誤りがある。甲1発明2を正しく「読取り／書込みモジュール200が内部に組み込まれた読み取り／書き込みデバイス」として認定すると、甲1には「読み取り／書き込みデバイス」について、本件発明の特徴である「上向きに開口」する構成とすることに関して何の記載も示唆もないのであるから、甲1発明2に基づいて、本件発明1、その構成を更に限定した本件発明2及び4を容易に想到することはできない。』

甲1 発明2 (モジュール200)



デバイス102

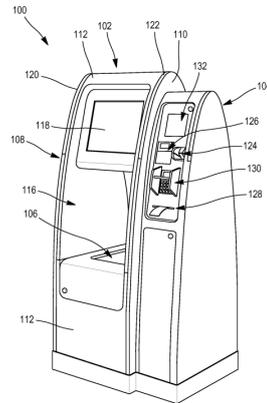


FIG. 1

## ②裁判所の判断

『ウ (ア)甲1 発明の「読取り／書込みモジュール200」は、金属製の「側壁204～210」、その外側の、電波を吸収するために設けられる「吸収性発泡体214」、更にその外側の、尖った縁部を含まない「外壁212」で構成されているところ、「側壁204～210」が金属である理由は、載置キャビティ内で使用される伝送電波の大幅な反射を達成するためであり(前記(1)ウ(オ))、「側壁204～210」がアンテナも備え(前記(1)エ(エ))、このアンテナが載置キャビティ内に載置された対象物がそれぞれ保持する、一つ又は複数のRFIDタグの読取りや書込みを行うこと(前記(1)ウ(ア))からすると、当業者は、「読取り／書込みモジュール200」は、載置キャビティ内に設置された対象物が保持するRFIDタグの読取りや書込みを行うためのものであると理解すると認められる。…

(イ)これに対し、甲1 発明2の「読取り／書込みモジュール200」が、電波を吸収することができる「吸収性発泡体214」を備えており、「外壁212」が尖った縁部を含まない理由は、読取デバイスによって伝送される電波の放出を防ぐためであるとされている(前記(1)エ(エ))としても、前記(1)エ(ア)のとおり、「読取り／書込みモジュール200」が挿入される「読取り／書込みデバイス102」の「防壁」が電波を吸収する吸収性発泡体と、電波を反射する金属製の外側パネルを備えており、これらが外部への電波の放出、又は、外部からの電波の侵入を防止する機能を有していると認められることからすると、当業者は、甲1 発明においては、「読取り／書込みデバイス102」の「防壁」が外部への電波の漏えい又は干渉を防止するものであると理解すると認められる。

(ウ)「吸収性発泡体214」の外側に設けられる「外壁212」の材質について、甲1では特定されていないが、上記(ア)、(イ)で述べたところに、金属の「側壁」、その外側の「吸収性発泡体」の更にその外側(外壁212の位置)に金属が設けられると、金属である「側壁」と、「外壁」が電波反射板となり、電波を反射するため、その間に「吸収性発

泡体」を設ける意味が失われることを考え併せると、当業者は、甲1発明において、「外壁212」を金属で作る必要はないと理解すると認められる。

(エ)そうすると、甲1発明の「読取り／書込みモジュール200」は、「防壁」が存在しない状態で単独に用いられること、すなわち、「読取り／書込みモジュール200」だけで電波の漏えい又は干渉を防止することは想定されていないものと認められるところ、外部への電波の漏えい又は干渉を防止する機能は、本件発明と対比されるべき「読取装置」には欠かせないものであるから、甲1発明の「読取り／書込みモジュール200」が単体で、本件発明と対比されるべき「読取装置」であると認めることはできない。

エ 以上によると、本件審決のように甲1発明2を認定して、これを本件発明と対比することはできないというべきである。』

## 5. コメント

本判決では、装置全体としての目的に合致しないことを理由に、引用文献に開示された部分的構成について独立した引用発明としての認定が否定されました。これにより、本件発明の特徴である筐体及びシールド部が上向きに開口した構成が開示されていると思われた甲1発明2が成立せず、甲1文献に記載された装置全体の構成（甲1発明1、甲1発明3）には上記特徴が開示されていないことから、甲1文献によっては本件発明の進歩性が否定できず、ひいては無効審決が覆されることになりました。以上の点は、例えば、拒絶理由通知への対応について、審査官による引用発明の認定の仕方自体への反論可能性を示唆しているように思われます。

なお、ユニクロで実際に使用されているセルフレジは以下の通りです。



以上